

受水槽清掃業務仕様書

本仕様書は、町営住宅の業務及び管理の実施基準の受水槽清掃業務に使用するものとする。

1 提出書類

事業者は、本業務について、次の関係書類を、作業月の翌月に提出する「実績報告書」で報告すること。

- (1) 業務責任者選任届
- (2) 業務責任者が、当該業務を実施するために法令等で定められた資格が必要な場合は、それを証する書類
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了報告書
- (5) 業務についての作業状況がわかる写真

2 該当施設

別添「資料 1 中能登町町営住宅一覧」のとおり。

3 業務責任者

- (1) 事業者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を選任すること。
- (2) 業務責任者は、当該業務に精通した者とし、法令等で業務を実施するための資格が定められている場合は、当該資格を有する者でなければならない。
- (3) 業務責任者は、作業工程表を作成すること。
- (4) 業務責任者は、作業中現場に常駐し、技術上及び安全上の管理等行わなければならない。

4 業務内容

- (1) 水道法第 34 条の 2 第 1 項及び同法施行規則第 55 条第 1 項に基づく清掃について、関係法令等を遵守し実施すること。
- (2) 清掃箇所は、水槽内全面及び水槽上部並びに機械室その他必要と認められる場所とし、汚れ、付着物、錆その他の異物を水洗いし除去すること。
- (3) 消毒作業は、消毒済みの新しい作業着を着用して 2 回実施すること。1 回目の消毒後 30 分以上経過してから水洗いを行い、内部の水を除去してから 2 回目の清掃を行うこと。2 回目の消毒後 30 分以上経過してから水洗いを行い、内部の水を除去してから、水槽内に注水を開始すること。
- (4) 消毒作業完了後は水槽内に立ち入らないこと。

- (5) 水槽内への注水完了後、残留塩素、水素イオン濃度、色度、濁度など法令等に基づく水質検査を行い、異常がないことを確認すること。
- (6) 給水ポンプ、自動給水弁、配電盤等の自動運転装置及び機械類の動作確認を行うこと。
- (7) 清掃時にしか出来ない点検、修繕等もあわせて実施すること。(通気管接合部の緩み、受水槽内部の点検及び不具合の修繕等)
- (8) 1年に1回行うものとし、実施時期については町と協議すること。
- (9) 作業時間は、原則午前9時から午後5時までとすること。
- (10) 機器の不具合等を発見した場合は、速やかに修繕を行うこと。なお、修繕にかかる費用は一般修繕として事業者の負担とする。
- (11) 業務に関わる機器、備品、消耗品、通信費等の費用全般は、全て事業者の負担とする。

5 安全対策

- (1) 作業にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に実施すること。
- (2) 既存施設等に損害を与えた場合は、事業者の責任において原状回復を図り、速やかに町へ報告すること。
- (3) 車両の搬入については、事故が発生しないよう十分注意すること。

6 その他

- (1) 事前に十分な時間をとり入居者に周知すること。
- (2) 作業中に異常事態が発生した場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を施すとともに、速やかに町に報告すること。
- (3) 不明点については、町と協議をして決定をすること。